

独立行政法人工業所有権情報・研修館個人情報取扱規程

20050328 情館 003

平成 17 年 3 月 29 日

改正 20050518 情館 004 (平成 17 年 5 月 18 日施行)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。)第 24 条第 1 項及び第 2 項、第 26 条第 2 項に基づき、独立行政法人工業所有権情報・研修館個人情報取扱規程を次のように定める

(個人情報の開示の実施の方法)

第 1 条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

一 文書又は図画(次号に該当するものを除く。)

当該文書又は図画(法第 24 条第 1 項 ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第一号に定めるもの)

二 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙(縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

一 文書又は図画(次号に該当するものを除く。)

当該文書又は図画を複写機により日本工業規格 A 列 3 番(以下「A 3 判」という。)以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により A 1 判若しくは日本工業規格 A 列 2 番(以下「A 2 判」という。)の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

二 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定により定める実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ(第 3 項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク

次に掲げる方法

- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C 5 5 6 8に適合する記録時間1 2 0分のものに限る。）に複写したものの交付
- 二 ビデオテープ又はビデオディスク
- 次に掲げる方法
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間1 2 0分のものに限る。）に複写したものの交付
- 三 電磁的記録（前二号、次号に該当するものを除く。）
- 次に掲げる方法であって、情報・研修館がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの
- イ 当該電磁的記録をA 3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
- ハ 当該電磁的記録をA 3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X 6 2 2 3に適合する幅9 0ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付
- ホ 当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X 0 6 0 6及びX 6 2 8 1に適合する直径1 2 0ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

（手数料の額）

- 第2条 法第26条第2項に規定する手数料は開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）とし、手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている法人文書一件につき300円とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなす。
- 一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び個人情報の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
 - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料は、開示請求書に現金又は情報・研修館が指定する金融機関に振り込んだ控え若しくはその写しを添付して納付しなければならない。

(写しの送付の費用の方法)

第3条 個人情報の開示を受ける者は、郵送料を納付して、個人情報の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月18日から施行する。